

別表第3（第11条関係）

学業成績処置基準（貸与奨学金）

対 象		処 置		警 告		標準修得単位数	
		廃止・停止（※）					
		修得単 位数 (当年度)	修得単 位数 (通算)	修得単 位数 (当年度)	G P A (当年度)	当年度	通算
学 部	1 年終了時	10未満		10～15	1.5未満	31	31
	2 年終了時	10未満	25未満	10～15	1.5未満	31	62
	3 年終了時	10未満	62未満		1.5未満	31	93
大学院 1 年終了時		5 未満			1.5未満	15	15
※備考		廃止・停止の区分に該当する者のうち，成績不振の理由が真にやむを得ないものであって，かつ成業の見込みがある者は「停止」とし，それ以外の者を「廃止」とする。					